

就学援助制度受給資格

羽曳野市内に住所を有する方で、羽曳野市が設置する小・中・義務教育学校に在学する児童生徒をもつ保護者のうち、申請年度において次のいずれかに該当する場合。

受給資格	申請時に必要な添付書類
① 生活保護又は中国残留邦人等の支援給付を受けている方、若しくは支援給付を停止又は廃止された方	特になし (なお、左記の支援給付を受けている場合、申請者は認定になりますが、援助対象は修学旅行費のみです。)
② 個人事業税を減免された方 (地方税法第72条の62に基づくもの)	個人事業税減免決定通知書
③ 世帯の20～60歳の方全員が国民年金の保険料を免除(一部免除を含む)された方(経済的な理由によるもの)	国民年金保険料免除申請承認通知書 (※減免期間が申請年度を含むものに限る) (※世帯の20～60歳(年金納付義務者)全員分)
④ 児童扶養手当の支給を受けている方 (全部支給停止の方はのぞく)	児童扶養手当証書(写し) (※ひとり親家庭医療証ではありません。)
＜下記基準での審査には、19歳以上の世帯員全員の申請年度前年の所得申告が必要です。(アルバイト等も含む。)＞	
⑤ 世帯全員の市民税が非課税の方又は減免された方 (地方税法第323条に基づくもの)	・世帯全員が申請年1月1日以前から羽曳野市在住の方 → 特になし(所得証明書の添付は不要です) ・それ以降の転入者および市外在住者が世帯にいる方 → 所得証明書 または 同意書 (※2)
⑥ 世帯全員の前年中の総所得(※1)が、国の定める一般生活費認定基準額(平成24年12月末日現在の生活保護基準)の1.05倍の範囲以下の方(就学援助費認定基準額以下の方)	
⑦ 在籍する学校長から副申書の提出があり、羽曳野市教育委員会が特に就学援助が必要と認めた方	学校長の副申書

(※1) 所得未申告者の総所得における取り扱いについて

- ・配偶者控除や扶養親族の被扶養者
実際の所得に関わらず、税法上の扶養親族等となるための所得限度額(38万円)の所得があったものとして審査します。
- ・配偶者控除や扶養親族の被扶養者でない場合
審査ができないため、審査保留になる場合があります。

(※2) 所得証明書 および 同意書について

同一世帯生計下にある19歳以上の世帯員で、**【前年度の1月2日以降に羽曳野市に転入した方】** 及び **【市外在住者(単身赴任中の父親等)】** 全員について、下記のいずれかの書類が必要です。

・申請年度の所得証明書

(転入者は前住所地で)申請年度の所得証明書の交付を受け、提出してください。一般的に6月頃より交付可能となります。(一斉受付期間に申請の方も、後日必ず提出)

・マイナンバー利用に関する同意書(様式第3号)(番号確認書類および本人確認書類の添付も必要)

同意書を選択の場合は、学校教育課に直接提出してください。同意書は学校提出および郵送での受付ができません。

よくある質問

全般	Q1.	複数の受給資格にあてはまるのですが、どのように申請したらいいですか？
	A1.	上から順に、あてはまる受給資格に全て○をつけて申請してください。
	Q2.	添付すべき証明書が手元にないのですが、受給資格として認められますか？
	A2.	証明がない受給資格については認められません。その場合は⑥(総所得)での審査を行います。保留または不認定となった場合、証明が提出された時点で、⑥以外の受給資格での再審査となります。
全般	Q3.	申請にマイナンバーは必要ですか？
	A3.	原則、不要です。 (1月2日以後に転入した方、または同一生計だが同居していない方(単身赴任等)がいる場合で、同意書(様式第3号)を提出する方のみ添付。(ただし学校へは提出不可))
	Q4.	1月2日以降に転入したため、6月以降に所得証明を取得してからでないと申請できませんか？
	A4.	申請は5月にしていただけます。後日所得証明をご提出ください。(申請が6月以降の場合、減額されます。)
受給資格④児童扶養手当	Q5.	児童手当、特別児童扶養手当は受給資格④にあてはまりますか？
	A5.	児童手当、特別児童扶養手当は児童扶養手当とは別の制度のため、受給資格とはなりません。
	Q6.	児童扶養手当を全部支給停止となっているのですが、受給資格④にあてはまりますか？
	A6.	児童扶養手当の支給を受けていることが受給資格のため、全部支給停止の方は受給資格となりません。
児童扶養手当	Q7.	年度途中から児童扶養手当の支給を受けるのですが、就学援助費の支給はいつからになりますか？
	A7.	年度途中に支給開始される場合、児童扶養手当の支給を受ける月からの支給となります。(⑤(市民税非課税等)か⑥(総所得)にあてはまる場合は、受給資格を満たす月から)
	家賃	Q8.
家賃	A8.	ローンの支払いは家賃の支払いではないため反映できません。
申請書	Q9.	申請書はどこでもらえますか？
	A9.	直接申請の方は、申請時に学校教育課(別館3階)窓口にお越し頂き、その場で記入・申請となります。学校申請の方は、学校に直接ご請求ください。
申請区分	Q10.	直接申請と学校申請の違いは何ですか？
	A10.	振込先が異なります。(直接申請:届け出た口座に直接振り込み。学校申請:学校長経由支給。学校ごとに支給の方法は異なります。)なお、 学校納付金に未納がある場合は直接申請は受付できません。
同意書	Q11.	学校提出および郵送での受付ができないとありますが、学校申請の場合はどうすればいいですか？
	A11.	大変お手数ですが、申請自体は学校にさせていただき、同意書は学校教育課に直接ご提出ください。なお、同意書については、Webよりダウンロード・印刷し、注意事項をよく読んだ上でご記入ください。また、学校教育課の窓口でも同意書をお渡しできます。(その場合は同意が必要な方全員が窓口に来ていただきその場でご記入いただくか、同席いただけない方の分の委任状をお持ちいただくか、一度お持ち帰りいただきご記入いただいた上でご提出となります。)(同意書への添付書類も同意者全員分が必要です。)(詳しくはお問い合わせ下さい。)